

坂祝町監査委員告示第12号

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和4年11月30日

坂祝町監査委員 森田 安夫
同 渡邊 章

記

1. 監査日時 令和4年11月22日（火）
2. 監査実施場所 学校給食センター、坂祝小学校、坂祝中学校、坂祝幼稚園
3. 監査の対象 補助事業について
 - ①通帳（各種補助金関係）、（学校給食費関係）、（幼稚園PTA会費）
 - ②補助金清算書
 - ③給食費納入書類
 - ④食材納品伝票等

4. 監査の結果

各教育機関等の補助金に係る使途の確認及び支出証拠書類等と通帳との突合を行った結果、適正に処理されていることを確認した。

次年度以降に補助金の増額を必要とする場合は、その必要性について詳細な意見を添えて教育課に申し出るよう各会計担当教諭（者）に指示した。

学校給食センターでは、学校給食費納入等に係る事務処理が個人の作成したエクセルで処理されており対応におわれている状況である。今後の人事異動で個人の資質によっては対応しきれないことが想定される。初期投資として費用も嵩むと思われるが汎用システムを構築し導入について早急に検討願いたい。